



～家族で「選挙」のことについて話してみよう～

NO.20

今月は、選挙違反とその罰則（前編）についてフッキーが紹介します。

選挙運動に係る者はもちろん、投票する有権者も何が違反にあたるか知っておくほうがいいよね。選挙違反は、犯罪として処罰の対象となるし、候補者や選挙事務所の関係者ばかりでなく、有権者にも適用されるよ。

【選挙違反の主なケースを紹介】

買収罪とは

金銭、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭など実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となるし、買収を促したりした場合も処罰されます。

利害誘導罪とは

特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村など）に対する寄付などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導罪に応じたり、利益誘導を促した場合も処罰されます。



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111